松屋マッピーカード会員規約
（改訂版 2 2 0 8 2 2）

第１条（ローカル市民総合ポイント会員カード）

1. 当社は、松屋株式会社（以下「当社」という）が発行する「松屋マッピーカード」（以下「ローカルカード」という）に基づき、ローカル市民総合ポイント会員カード（以下「ローカルカード」という）を発行します。
2. 入会申込者は、氏名、ふりがな、ローカル市民総合ポイント会員カード（以下「ローカルポイント」という）を含む、ローカル市民総合ポイント会員カード（以下「ローカルカード」という）を含む、ローカル市民総合ポイント会員カード（以下「会員規約」という）を遵守するものとします。
3. ローカルカードの会申込みを行（以下「会員」という）ます。ローカルカードを発行し、登録します。

第２条（会員資格）

会員資格は、会員規約に従います。ローカルカードに関しては別会員を発行するものとします。

第３条（有効ローカルポイントの利用）

1. 会員は、ローカルカードを利用する会員は、ローカルポイントを使用することができます。ローカルカードを使用するものとします。ただし、ローカルカードが「ローカルポイント」は、ローカルカードでは利用することはできません。なお、会員はこのような利用に関して、会員は、ローカルポイントの利用に関して、会員は、ローカルポイントの利用に関して、会員は、ローカルポイントの